

広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例

広島県動物愛護管理条例（昭和五十五年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（定義）（略）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五 特定動物 法第二十五条の二に規定する人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物をいう。</p> <p>六（略）</p> <p>第十三条（略）</p> <p><u>第十三条の二 法第三十七条の三第一項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u></p>	<p>第二条（定義）（略）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五 特定動物 法第二十六条第一項に規定する人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物をいう。</p> <p>六（略）</p> <p>第十三条（略）</p>

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。